

2 協働を推進するための5つの方針

今後さらに協働を推進するために、新たな仕組みづくりや協働のパートナーと行政の相互理解を深める必要があります。

西東京市は、協働推進に向けた基盤整備として、平成21年に市民協働推進センターゆめこらぼ[※]を設置し、また平成22年4月から、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課[※]を協働の総合窓口として設置しました。

市民と協働のまちづくりを推進するため、市では、次の5つの基本方針に基づき、具体的に取り組んでいきます！

5つの基本方針

- 1 相互理解の促進
- 2 協働しやすい環境の整備
- 3 協働で行う事業の検討・拡充
- 4 協働を推進する市内体制の強化
- 5 協働で行う事業の客観的な評価システムの構築

※ 市民協働推進センターゆめこらぼの目指すもの

3つの理念「あつまる」「つながる」「ささえる」のもと、市民活動等に関する相談や講座の開催のほか、サロンスペースの提供や活動に必要な機材の貸出等、ハードとソフトの両面から市民活動を支え、地域の多様な主体の組み合わせによる協働を推進することを目指しています。



※ 協働コミュニティ課の協働推進に関する業務

- ・NPO等市民活動団体からの協働で行う事業に関する提案・相談受付
- ・担当部署の紹介や複数部署にまたがる事業の調整
- ・職員への協働啓発・研修
- ・他自治体、他NPO等市民活動団体の先進的な取組、協働に関する各種情報の収集・提供
- ・市民協働推進センターゆめこらぼ運営業務委託に関する業務

相互理解の促進

★ 地域の多様な主体と職員との交流機会の充実

協働は、互いの強みも弱みも知り、理解し合うことから始まります。地域の多様な主体と職員との相互理解を進めるため、交流機会の充実を図ります。

★ 協働に関する積極的な情報の収集・提供

協働の必要性を多くの地域の多様な主体が理解できるよう、市特有のシステム（予算編成の時期、予算執行や組織の仕組み）や当方針等の必要な情報について、出前講座等を通じ周知及び情報提供を行います。

また、職員に対して、各課で行われている協働の事業例等を全庁的に公開し、職員の協働に対する意識向上を図ります。

★ 協働で行う事業に関する業務情報の共有化

協働に関する業務情報（事業の目的、経緯等）を文書で管理し、担当職員が異動しても、協働のパートナーと行政との関係を維持できるよう、業務情報を共有化します。

★ 協働に関する情報公開の推進

協働で行う事業の企画立案から実施、評価に至るプロセスの公平性や透明性を確保するため、市報、市ホームページ、情報公開コーナー等を活用し、協働に関する情報公開を積極的に進めます。

協働しやすい環境の整備

★ 市民協働推進センターゆめこらぼの活性化

平成21年3月に、市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、様々な協働の形を生み出していくことを目的に、市民協働推進センターゆめこらぼを設置しました。

今後も、ハードとソフトの両面から市民活動を支え、市民活動の一層の活性化と広がりや新たな活動の担い手の育成等、地域の多様な主体が持つ力を地域で発揮し活躍できるよう、多角的なサポートを行います。

★ 新たな地域人材の発掘

市民が持続的かつ有効に地域活動をしていくためには、ボランティア人材層の新陳代謝を活性化し、新たな地域人材を発掘するため、市民協働推進センターゆめこらぼ、公民館、西東京ボランティア・市民活動センター※等、地域の多様な主体が頻繁に利用する機関や施設が連携し、地域の人々とNPO等市民活動団体間のマッチングの強化等を進めます。

★ 市民活動の活発な情報交換の促進

行政だけでなく、地域の多様な主体も発信力を持って、イベントや講座等の情報を交換し合い、誰もがその情報を見ることのできるよう、市民活動の活発な情報交換の促進を図ります。



市民協働推進センターゆめこらぼ

※ 西東京ボランティア・市民活動センター

市内を中心に、ボランティア活動等を実践している、あるいはこうした活動に関心をもっている団体・個人同士の橋渡しや、活動に関する相談受付、活動に関する講習会の開催等の支援を行う、西東京市社会福祉協議会が運営する機関。

協働で行う事業の検討・拡充

★ 協働で行う事業実施の可能性の検討

現在、行政が単独で実施している事業及び新たに行う事業を、協働の視点から見つめ直し、協働実施の可能性を検討します。また、行政が単独で実施している事業のうち、地域の多様な主体と協働で実施することで市民サービスの拡大と市民の幸福度の向上を図ることが可能な事業や、協働による実施が望ましい事業については、協働で取り組みます。

★ 協働で行う事業の事例調査・分析

市内外の協働で行われる事業の事例や市内の協働事例を調査、分析し、広く市民へ周知します。また、適宜NPO等市民活動団体の実態調査等を行います。

★ 市民からの提案により協働する仕組みの拡充

NPO等企画提案事業[※]の定期的な見直しの実施や、行政が実施している既存の事業を協働で行うことを推進するだけでなく、NPO等市民活動団体からの提案により、市民の視点に立った協働で行う事業を実現できるような仕組みづくりを推進します。

※ NPO等企画提案事業

平成16年度から開始した事業で、NPO等市民活動団体と行政が協働で地域の課題解決と、市民サービスの向上に向けて取り組む事業です。NPO等市民活動団体から事業の企画提案を募集し、審査により採択事業を決定します。

NPO等市民活動団体と行政が互いの立場や特性を活かした適切な役割分担のもと協働で事業に取り組むことで、地域の課題解決、市民サービスの向上を図ると共に、単独では得られない相乗効果が期待できます。募集区分は、「新規チャレンジ部門」と「継続ステップアップ部門」の2つに分かれています。平成19年度の見直しにおいて、従来単年度の委託事業だったものを、NPO等市民活動団体のパワーアップを図り、より充実した協働事業を実施できるよう、最長3年継続可能な補助事業へと改めました。また、平成30年度実施分からは、募集の種類を「自由テーマ型」と「テーマ設定型」の2つに分けて事業を募集しています。募集の種類を分けたことにより、NPO等市民活動団体と行政のニーズの整合性を高め、協働事業実施数を増加させ、NPO等市民活動団体の育成、市民協働の一層の充実を図っています。

Column

市民からの提案です！ ～協働の事業事例を一部紹介します～

★ 多言語情報提供事業

- ・内 容：平成 17 年から、市民ボランティアの方との協働で市報から記事を抜粋し、多言語に翻訳した生活情報誌「西東京くらしの情報」を発行しています。
- ・協働の形態：委託
- ・協働部署：文化振興課

★ こそだてフェスタ@西東京

- ・内 容：平成 24 年から、子育て支援活動をしている団体が集合し、市民の役に立つ情報の紹介のほか、楽しい企画やイベントを協働で開催しています。
- ・協働の形態：共催
- ・協働部署：児童青少年課

★ 小規模公園・緑地活用事業

- ・内 容：平成 30 年に策定した公園配置計画の中で提案されている市民協働による小規模公園・緑地活用のアイデアとして、平成 31 年に「子供&ドッグイベント」が、試験的に開催されました。
- ・協働の形態：事業協力
- ・協働部署：みどり公園課

★ ケアラー（在宅介護者）支援…傾聴と認知症から学ぶ

- ・内 容：NPO等企画提案事業において、ケアラー支援者育成のため、講座・実践体験会等を実施しました。NPO等企画提案事業終了後も担当課との協働のもと、内容を変えながら事業が行われています。
- ・協働の形態：補助・助成
- ・協働部署：高齢者支援課

これらは、市民が行政の担当部署へ提案して実施されてきた協働で行う事業の一部です。協働のまちづくりを一層推進するためにも、市民からの提案による協働の事業がこれからも継続して実現できるよう更なる仕組みづくりが必要です。

協働を推進する庁内体制の強化

★ 協働推進員の配置

全職員を対象に協働のまちづくりに関する意識の向上を図ると共に、庁内の横断的・全庁的な連携を生み、一つの課では解決できない地域の課題解決を図るため、各課に協働推進員を配置し、市役所全体を巻き込んだ協働推進体制づくりを確実に進めます。

協働推進員の役割（例）

- ・ 市民、NPO等市民活動団体からの協働に関する問い合わせ、提案等への対応
- ・ 研修会等への参加並びに所属課等内における協働に関する情報の周知及び啓発
- ・ 協働に関する情報の収集及び定期的な情報交換等

★ 協働のルール化についての検討

協働での解決をめざす課題や目標を、協働のパートナー同士で理解し合い、共通の認識を持ちやすくするため、双方の役割や責務分担等を決めた内容を書面にして共有することの重要性と具体的な方法を周知します。

また今後、協働契約書や協働協定書等といった、協働を進める上で必要な全庁的ルールについて検討を進めるため、調査・研究を行います。

★ 職員研修の充実

市は、「西東京市人材育成基本方針〈改訂版〉（令和2年3月時点改訂中）」において、職員として求める職員像に、①市民ニーズに的確に対応できる職員、②プロフェッショナルの意識を持ち、責任ある行動をとることができる職員、③チャレンジ精神を持ち、課題に挑戦していく職員を掲げています。まさに、協働の視点を持つことが期待されています。

そこで、地域の多様な主体の特性や、協働の必要性や具体的な協働での事業の進め方等について、協働推進員はもちろんのこと、新人から管理職まで全職員を対象に研修を実施し、協働に関する理解を深めます。

協働で行う事業の客観的な評価システムの構築

★ 協働で行う事業の“ふりかえりの場”を設定

協働で行う事業の効果をより高めていくためには、事業実施後に協働のパートナー同士が、事業の結果について振り返ることが大切です。

協働での事業実施の結果、当初期待していた成果をもたらしたかどうか、また、そのプロセスは適切だったかどうか等について、協働のパートナー同士が同じテーブルにつき、振り返り、評価する場をもちます。事業が長期間に及ぶものについては、中間的な“ふりかえりの場”を設定します。

★ 協働で行う事業の評価の仕組みの構築及び検討

庁内で取り組まれた協働で行った事業を振り返り、成功体験や評価結果等を協働コミュニティ課へ集約し、協働で行う事業のノウハウと蓄積を庁内へ広く共有できるような仕組みを構築します。また、協働で行う事業の有効性等の立場から第三者の視点で客観的に評価できる仕組みについて検討します。

Column

NPO等企画提案事業で行う“ふりかえり”

事業終了後、事業実施団体と関係課が集まり、ふりかえりシートを使いながら事業の評価を行っています。

団体名	事業名	ふりかえりの視点(5段階評価)		団体のコメント
			評価	
		①協働の有効性 事業を協働で行うことで、大きな効果がありましたか？ 協働の選択は正しかったですか？		
		②目的の設定 地域課題の解決に向けた具体策として、事業の目的・内容は適切なものでしたか？		
		③目的の共有 事業目的を団体内や市と共有し、効果的な事業実施ができましたか？		
		④目的の達成度 当初の事業目的や目標は、達成できましたか？		
		⑤協力体制 事業を実施する際の団体内・他の団体・市との協力体制・連携は十分でしたか？		
		⑥受益者の満足度 事前のニーズ把握や事後の満足度調査など、事業効果は十分なものでしたか？		
		⑦団体の満足度 事業の満足度はいかがですか？ また協働事業を実施したいと思えますか？		
		*団体のコメント(今後に向けての課題・改善策・要望など)		
		ふりかえりの視点		*市のコメント
		今後の展望		

市民と行政の協働に関する基本方針

-多様な主体によるまちづくりの一層の推進に向けて-

発行年月 令和2年3月
発行 西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課
連絡先 住所：〒188-8666 西東京市南町5-6-13
西東京市役所 田無第二庁舎
電話：042-420-2821（直通）